



2025年4月22日

ISMS 認証 申請組織/登録組織の皆様へ

### 1.1. <ARMS 審査登録規則>の改訂について

アームスタンダードでの品質マネジメントシステム認証業務の開始に伴い、ARMS 審査登録規則の改訂を予定しております。

**変更内容①品質マネジメントシステムに関わる項目を追加しました。**

#### Chapter 2. アームスタンダードの認証業務に JIS Q9001:2015 (ISO9001:2015/Amd 1:2024)追記

##### 1.1.1. 5.1.3 「申請者」の提出文書を追加

###### 【品質】

- a) QMS の適用範囲を文書化した情報
- b) 品質方針
- c) 品質目標に関する文書化した情報
- d) その他、QMS の有効性のために必要であると組織が決定した文書化した情報（例：品質マニュアル）

#### Chapter 6. 初回審査【品質マネジメントシステム】項目を追加

##### 6.1 ステージ1 審査（文書審査及び現地審査）

- (1) アームスタンダードの審査は、品質マネジメントシステム審査（ステージ1）の手順に従って実施される。
- (2) 審査チームは、申請認証範囲に含まれる受審者の品質マネジメントシステムを、適用する認証の要求事項を基準として審査しなければならない。

###### \* I) 複数サイトの場合

「申請者」が複数サイト組織に関する以下の基準を満たしていない場合、ASRは審査プロセスを進めることはできない。又、この基準に関する不適合が審査中に発見された場合、《登録証》は発行されない。

- a) 複数サイト組織の定義を満たす組織であること。（Chapter 1 (2) 参照）
- b) 複数サイト組織としての運用管理を行っていること。  
(5.1.2 (1)、5.2 (1) 参照)
- c) 「申請者」は、中央事務所を含む全てのサイトから該当データを収集し、分析する能力、及び必要があれば組織変更を行う権限と能力があり、組織全体が適用規格の要求事項及び関連する法規制を満たしていることを実証できること。



### 6.2 ステージ2 審査（現地審査）

- (1) アームスタンダードの現地審査は、品質マネジメントシステム審査（ステージ2）の手順に従って実施される。
- (2) 審査チームは、申請認証範囲内において受審組織の品質マネジメントシステムを、適用する認証の要求事項を基準として審査しなければならない。

### 6.3 審査報告書

アームスタンダードは、審査の結果を報告書にまとめ、受審組織に報告する。

この報告には、現地審査において検出された不適合の明確な記述、及び不適合に対して受審組織から提出された是正処置の確認とその評価を含まなければならない。

・他、従来の情報セキュリティマネジメントシステムと重複する箇所は「品質/情報セキュリティ」の併記とした。

### 変更内容② 9.7 項 認証の一時停止・取消しの公開期間についての項目の追加

「認証の一時停止及び取消しの情報を、アームスタンダードのホームページ上に、一時停止の場合はその停止期間公開し、取消しの場合は取消しの決定日より3ヶ月間公開する。」

### 変更内容③ 10.3.1 (1)項 再認証審査の現地審査時期について明確化

「なお、再認証審査の現地審査時期の目安は、登録有効期限の2.5ヶ月から2ヶ月前までとする。」



「再認証審査の現地審査は、登録有効期限を起算日として原則2ヶ月より前の日程で実施する。ただし、認証の有効期限前に再認証審査を完了できず、認証が失効する可能性について「登録組織」が事前に同意している場合は、2ヶ月より後の日程で再認証審査の現地審査を実施することができる。」

【参考】ARMS 審査登録規則（2025年5月23日改訂予定）の全文

この度の改訂に関してご意見等ございましたら、2025年5月22日までに、以下のお問合せ先までご連絡ください。

■問合せ先：業務部 TEL：03-3666-8788 MAIL：gyoumu@armstandard.com